

令和5年度行政評価 施策評価票

主管部局・課 市民部 危機管理課

政策目標4 安全、快適な基盤づくり/政策7 災害や危機への備えの強化

政策分野25 生活・安全

目指す姿	
交通安全、防犯、市民相談体制などが充実し、適切かつ迅速な対応により、安全で安心して生活できるまち	
施策	
施策番号	名称 施策の内容
施策1	交通・防犯体制の充実   
	警察や学校などの関係機関や団体などとの連携により、市民一人ひとりの交通ルール遵守による交通安全意識の高揚や生活道路における交通安全の確保、地域における防犯意識の高揚に努めます。
施策2	市民相談・消費者保護の充実   
	市民が消費生活において適切な判断ができ、被害にあわないよう、被害事例などの情報提供や被害防止の啓発などに取り組みます。また、複雑多様化する各種相談について、関係団体等と連携し、適切かつ迅速に対応します。

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況						
指標名				単位	説明又は計算式	
1	交通事故発生件数（年間）				件	交通安全白書（会津若松警察署発行） 1月1日から12月31日までの1年間の件数
	年	令和4年	令和5年	令和6年	最終目標	検証
	目標	345	335	325	305	会津若松市交通安全計画に基づき交通安全対策を推進することで目標を達成している。
	実績	136	-	-		
2	犯罪発生（刑法犯認知）件数（年間）				件	生活安全白書（会津若松警察署発行） 1月1日から12月31日までの1年間の件数
	年	令和4年	令和5年	令和6年	最終目標	検証
	目標	843	833	823	800	警察をはじめとする関係機関と連携を図り防犯活動を推進することで目標を達成している。
	実績	460	-	-		
3	消費者講座及び学習会参加者数					消費者講座及び学習会参加者数の延べ人数
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	検証
	目標	500	500	500	500	令和4年度の成年年齢引き下げに伴い、高校からの出前講座や学習会の依頼もあり、参加者数が前年度と比較して、増加傾向にある。
	実績	299	496	-		

2 施策の評価

施策 1	交通・防犯体制の充実
今年度の重点方針(方向性)	<p>警察や学校などの関係機関や団体などとの連携により、市民一人ひとりの交通ルール遵守による交通安全意識の高揚や生活道路における交通安全の確保、地域における防犯意識の高揚に努めます。</p>
取組状況	<p>【1】交通安全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度～令和7年度までの5年間に講ずべき交通安全対策全般にわたる総合的施策の大綱として「第11次会津若松市交通安全計画」を策定した。 ・交通関係団体等で組織される交通対策協議会が実施する交通安全啓発や交通安全教室等の活動を、負担金の交付等により支援した。 ・関係機関・団体等と連携し、交通事故現場や交通事故多発箇所の現場検証を行うとともに、町内会や学校等からの交通環境改善要望への対応に努めた。 ・交通教育専門員が行う朝の立しよう活動を通して、児童・生徒等の安全確保と交通安全指導に取り組んだ。 ・高齢者関係団体や市内の小中学校等に交通安全教室の開催を働きかけ、交通教育専門員を講師として派遣し交通安全意識の向上に努めた。 <p>【2】防犯対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体等と連携し、自転車盗難防止の啓発を実施した。 ・夜間の防犯対策として、町内会が設置・管理する防犯灯の設置費用や電気料に対し補助金交付による支援を行った。 ・町内会等からの要望を受け、町内会の区域外で防犯上危険な箇所に公設防犯灯を設置した。 ・LED化されていなかった既設の公設防犯灯を、令和4年度に全てLED灯へ交換した。 ・官民一体となった取り組みにより、本市から暴力団事務所は全て撤去され、現在も存在していない。 ・教育機関と連携し、小中学校における暴排教育の取組を推進している。 ・市民及び事業者の暴力団排除意識の高揚を図るため、平成4年度より毎年、暴力追放市民大会を開催している。(県民大会は4年毎に本市で開催される。)
課題認識と今後の方針・改善点	<p>【1】交通安全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故の件数は、年々減少しているが、高齢者が第一当事者となった交通事故の件数及び負傷者の割合は増加傾向にあり、子どもの被害者数も大幅な変動なく推移しており、横断歩道を横断中の事故も年間10件以上発生している。 ・本市の交通事故発生状況を分析し、「第11次会津若松市交通安全計画」に基づき、本市の実情に即した交通安全対策の実施に努める。 ・交通関係団体等で組織される交通対策協議会の活動を支援するとともにホームページや市政だより等を活用して交通安全対策の周知を図る。 ・特に、モデル横断歩道における啓発活動を展開し、横断歩道における交通ルールの遵守と歩行者優先等の徹底を周知していく。 ・改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたことから、高校生を対象とした街頭啓発や高齢者対象の各種講座等での説明及び公共施設へのチラシの配置等によりヘルメット着用の周知を行い、交通事故被害の軽減に努める。 ・町内会等からの交通環境改善要望への対応や通学路合同点検等の実施により、危険箇所等の交通環境の実態を把握し、関係機関と連携して交通環境の改善に努める。 ・駅前駐輪場の照明設備をLED灯へ交換し、利用者の利便性の向上及び安全性の確保を図るとともに、省エネ設備への改修による地球温暖化対策に寄与していく。 ・子ども、高齢者、障がいのある方等の交通弱者に対する交通安全教室の充実に向け、研修会等の実施により交通教育専門員の資質向上を図る。 <p>【2】防犯対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑法犯認知件数は年々減少しているが、自転車盗などの窃盗犯が6割以上を占めていることから、関係機関・団体等と連携し、自転車利用者を対象とした街頭啓発の際に、チラシの配布や呼びかけによるツーロック啓発活動等の防犯対策を実施する。 ・町内会等から設置要望のある公設防犯灯については、設置条件を満たしているものについて順次設置しており、今後も、設置条件に基づき地区要望や地域の実情に配慮した、適正かつ計画的な整備を推進する。 ・防犯灯設置補助金により、町内会が設置・管理する防犯灯のLED化を支援することで、夜間における犯罪発生の抑制と安全確保を図るとともに、消費電力の削減に努める。 ・児童、生徒が、あらゆる暴力行為の被害を受けないよう、教育委員会と連携し発達段階に応じた暴排教育の取組を推進する。

施策2	市民相談・消費者保護の充実
今年度の重点方針(方向性)	<p>市民が消費生活において適切な判断ができ、被害にあわないよう、被害事例などの情報提供や被害防止の啓発などに取り組みます。また、複雑多様化する各種相談について、関係団体等と連携し、適切かつ迅速に対応します。</p>
取組状況	<p>【1】消費者保護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度に消費生活センターを設置し、消費生活相談員の専門的知識の習得に努めるなど、消費生活相談体制の整備及び強化を図ってきた。 ・消費生活講座や出前講座の実施、また市の広報手段やパンフレット等を活用した消費者トラブル防止の啓発を行い、消費の知識の習得・啓発事業の推進に努めた。 ・多重債務者対策庁内連絡会議やなりすまし詐欺防止相談窓口研修会を開催し、健康福祉部等や警察と情報交換、相談体制の再確認等を行い連携を強化している。 ・令和3年度に磐梯町・猪苗代町と消費生活相談の広域的対応として、本市消費生活センターにて相談業務を開始した。毎月、相談概要を報告し2町と連携を図っている。 <p>【2】市民相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無料法律相談や各種団体の協力による専門相談会を定期的に開催し、市民の不安解消に努めている。 <p>【3】人権が侵害されることのない社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性相談員を2名配置して相談体制の充実・強化を図ることにより、離婚やDV等の複雑な相談内容への早期支援に努めてきた。 ・不当な差別、偏見等の相談について、チラシ等による差別解消の啓発と人権相談窓口の周知を行ってきた。 ・また、犯罪被害者等支援窓口を活用し、県・警察等の関係機関と連携を図り、必要な支援を行うため、令和5年4月から犯罪被害者等見舞金制度を導入した。
課題認識と今後の方針・改善点	<p>【1】消費者保護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者を取り巻く状況は日々変化し、相談内容も複雑多様化していることから、消費生活相談員の専門知識の習得や交渉力の向上のため、各種研修へ積極的に参加し、相談体制の充実を図る。また、対面や電話相談とともに、社会のデジタル化に対応した相談方法について検討し、国が示すスケジュールに沿って相談業務のDX化に向けた対応を進めていく。 ・消費者被害の未然防止を図るため、相談内容の最新事例や傾向を踏まえた出前講座や相談窓口の市公式SNS等も活用した速やかな情報提供に努めるとともに、人権や気候変動などの課題解決に繋がる、人や社会、環境に配慮した消費行動「エシカル消費」の啓発も進めていく。 ・なりすまし詐欺対策として警察との情報共有、情報発信等の連携を強化してきたところであり、今後もより一層の連携強化を図りながら、詐欺被害の防止につなげていく。特に、消費者被害に遭いやすいひとり暮らしの高齢者に対して、高齢福祉課と連携しながら、啓発を行うとともに、増加傾向にある高齢者等の消費者被害防止のため、消費者安全確保地域協議会の早期設置に向け、取り組んでいく。 ・成年年齢引き下げによる悪質商法の被害も懸念されることから、若年者に対しては、複雑・巧妙化しているインターネットやスマートフォンの契約による被害を未然に防ぐため、教育機関と連携し、学校に対する出前講座の活用を促し、市の公式SNS等も活用した啓発を強化していく。 <p>【2】市民相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談内容が複雑多様化しており、年々増加傾向にあることから、市民の身近な相談窓口の拡充が求められており、相談窓口の必要性は高い。 ・また、定期的で開催している専門相談については、市民が専門家に相談できる身近な窓口であり、相談機会の充実に向けて、弁護士会や社会福祉協議会等との情報共有及び連携に努めていく。引き続き、市政だより等による情報発信を継続して、専門相談を広く周知するとともに、市民からの随時の問合せに応じた相談窓口について、個別に情報提供していく。 <p>【3】人権が侵害されることのない社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数は毎年増加傾向にあり、相談内容もDVや離婚、経済問題、住宅問題、職業問題等、多岐にわたり複雑化していることから、相談者のニーズに応じた支援ができるよう、相談員の研修参加等による資質向上を行うとともに、関係機関との連携強化を図る。 ・市政だよりへの記事掲載やDV防止街頭啓発キャンペーン等を通して、相談窓口の周知活動を実施することにより、DV等の問題に対し、早期支援が図られるよう努める。 ・人権問題は、不当な差別や偏見等による人権侵害など、年々、複雑多様化しているため、「人権の花」運動等の啓発事業を継続実施するほか、市民参加型の事業を継続開催し、さらに理解促進に努めていく必要がある。人権相談は法務局が窓口となって無料相談会や電話相談を実施しており、関係団体や庁内関係部局等と連携し、市の広報やホームページを活用するとともに、差別解消の啓発や人権相談窓口の周知に取り組んでいく。 ・また、人権擁護の観点からも犯罪被害者等が置かれた状況に理解を深める必要があり、令和5年4月に県条例に基づいた見舞金制度を導入し、5月には庁内における連携強化と情報共有のため、犯罪被害者等支援に係る関係課長会議を開催したところである。 ・犯罪被害者支援については、その周囲の方々や市民の理解や配慮が重要であり、市政だよりによる広報や警察とともに実施予定の街頭啓発等を通じて、市民意識醸成に努めていく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
3-2	通学路安全推進事業	教育委員会 学校教育課
4-2	青少年健全育成事業	教育委員会 教育総務課あいづっこ育成推進室
30-2	道路維持修繕事業・交通安全施設等整備事業	建設部 道路課
30-2	人にやさしいみちづくり歩道整備事業	建設部 まちづくり整備課

4 施策の最終評価

- ・政策分野25「生活・安全」の推進にあたっては、「2 施策の評価」に従い取り組むこと。
- ・施策1「交通・防犯体制の充実」については、義務化された自転車利用者のヘルメット着用の周知啓発など、交通事故被害の軽減に努めるとともに、引き続き各種防犯灯のLED化などの防犯対策にも取り組んでいく。
- ・施策2「市民相談・消費者保護の充実」については、複雑化・多様化する相談内容に対し、引き続き関係機関と連携しながら、消費者保護や相談体制の整備、差別解消等に取り組むとともに、デジタル社会に対応した相談方法の検討や、消費者安全確保地域協議会の早期設置に取り組んでいく。

5 事務事業一覧

番号	ロジックモデル	重点事業	人口減少対策※	SDGsターゲット	事務事業名	次年度方針	担当部・課
施策1 交通・防犯体制の充実							
1		◎		3.6	交通対策事業	継続	市民部 危機管理課
2		◎		3.6	交通安全推進事業	継続	市民部 危機管理課
3		◎		3.6	交通教育専門員事業	継続	市民部 危機管理課
4		◎		16.1	防犯灯設置等補助事業	継続	市民部 危機管理課
5				16.1	暴力追放事業	継続	市民部 危機管理課
施策2 市民相談・消費者保護の充実							
1		◎	柱3	12.8	消費者保護	継続	市民部 環境生活課
2		◎	柱3	12.8	市民相談（無料法律相談等）	継続	市民部 環境生活課
3		◎			女性福祉相談室相談業務	継続	健康福祉部 こども家庭課
4			柱3	16.1	人権啓発事業	継続	市民部 環境生活課
5			柱3	16.1	犯罪被害者等支援事業（遺族見舞金支給等）	継続	市民部 環境生活課

※人口減少対策に資する事業を「第2期 会津若松市 まち・ひと・しごと創生総合戦略」で定める4つの基本目標に分類して表記しています。

柱1 ICTと既存産業・資源を活用したしごとづくり

柱2 地域の個性を活かした新たなひとの流れの創出

柱3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

柱4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 交通・防犯体制の充実

1	事業名	交通安全対策事業（会津若松市交通対策協議会）	法定／自主	自主	
	担当部・課	市民部 危機管理課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	会津若松市交通対策協議会に負担金を交付し、協議会の活動を通して、市内における交通安全確保並びに、円滑かつ快適な交通環境を確立するため、市交通安全計画に基づき、関係機関及び団体等と連携した交通安全施策の実施に努める。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	116	150
			所要一般財源	116	150
概算人件費			2,322	2,322	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全対策協議会の事業として、市民大会、交通安全パレード、新入学児童・生徒及び保護者を対象とした啓発活動、毎月15日を「高齢者を交通事故から守る日」と定めた啓発活動、高校生を対象とした自転車マナーアップ街頭啓発、高齢者を対象とした参加・体験型の交通安全教室等を実施した。 交通安全対策協議会として、関係機関・団体等が実施した啓発活動等へ参加し、交通安全意識の向上に努めた。 				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が第一当事者の交通事故件数及び高齢負傷者数の割合は増加傾向にあり、また、信号機のない横断歩道における、歩行者優先の徹底が浸透していない。 これらのことから、交通安全対策協議会が実施する交通安全啓発等の各種活動を支援し、交通安全思想の普及徹底や意識の高揚を図っていく。 特に、モデル横断歩道における啓発活動等を展開し、横断歩道に関する交通ルールの遵守と歩行者優先等の徹底を周知していく。 				
2	事業名	交通安全推進事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	市民部 危機管理課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	交通安全を推進するため、会津若松地区交通安全協会、会津若松市交通安全母の会連合会の活動を支援するとともに、交通安全運動期間を中心に啓発活動を行い、交通安全意識の高揚と交通事故発生件数の減少を図る。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	1,032	1,081
			所要一般財源	1,032	1,081
概算人件費			1,798	1,798	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	<ul style="list-style-type: none"> 本市の交通安全対策の共有する指針として、「第11次会津若松市交通安全計画」を令和3年度に策定した。 関係機関・団体等と連携し、町内会等からの交通環境改善要望への対応及び交通事故現場等の検証を行った。（要望件数：令和4年度 30件） 駐輪場の管理運営を行い、自転車利用者の利便性の向上に努めた。（市内8箇所） 福島県市民交通災害共済への加入促進業務や見舞金等の支払い業務を実施した。 				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> 本市では年間130件を超える人身事故が発生していることから、発生状況の分析・事故現場の検証・関係団体等への支援による交通事故防止対策を実施していく。 自転車利用時のヘルメット着用率が低いことから、ホームページ等による広報のほか、高校生や高齢者対象の啓発活動を実施し、交通事故被害の軽減に努める。 駐輪場内における放置自転車対策が課題であることから、年2回の放置自転車の撤去及び委託による場内の整理・清掃等を実施し利便性の向上に努める。 				
3	事業名	交通教育専門員事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	市民部 危機管理課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	交通教育専門員を交通安全教室に講師として派遣し、交通安全思想の普及を図る。 また、市内の通学路において、朝の立しよう活動を通して、交通安全指導による交通事故防止対策に努める。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	5,198	4,639
			所要一般財源	5,198	4,639
概算人件費			4,119	4,119	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者関係団体、幼稚園、小学校、町内会等が開催する交通安全教室へ交通教育専門員を講師として派遣した。（受講者数：令和4年度 5,814人） 小学校の通学路における朝の立しよう活動を通して、児童・生徒の安全確保と交通安全指導に努めた。 関係機関等と連携を図り、高齢者の交通事故防止対策や自転車マナーアップ等の啓発活動を行った。 				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> 専門員の高齢化や後継者不足が課題であることから、関係機関等と情報共有を図り、後任の確保に努めるとともに、立しよう箇所の検証等も行っていく。 年代に応じた交通安全指導が求められていることから、研修会等の実施による専門員の資質向上を図るとともに朝の立しよう活動を通じた、児童・生徒の安全確保と交通安全指導に努める。 				

4	事業名	防犯灯設置等事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	市民部 危機管理課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	町内会で設置する防犯灯について、設置工事費及び電気料金の一部を補助することにより、夜間における犯罪の発生防止と地域の安全を確保する。 また、町内会区域外の通学路等を対象に公設防犯灯を設置し、維持管理する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	23,681	23,635
			所要一般財源	23,681	23,635
概算人件費			4,014	4,014	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の町内会への補助状況（設置補助：738灯（前年比-55灯）、電気料補助：11,631灯（前年比+80灯）） 町内会が維持管理する防犯灯のLED化率：約70%（令和5年3月末時点） 公設防犯灯の新規設置灯数（令和3年度：3灯、令和4年度：3灯） 既設公設防犯灯（308灯）のLED化率：100%（LED化されていなかった137灯を令和4年度に全てLED灯へ交換） 				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> 町内会が管理する防犯灯のLED化率は約70%であることから、町内会に対しLED化のメリットや補助制度の更なる周知を図り100%を目指していく。 毎年、公設防犯灯の設置要望があることから、設置基準に基づき整備を推進していく。 				
5	事業名	暴力追放事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	市民部 危機管理課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	あらゆる暴力行為を根絶し平和で住みよいまちづくりを実現するため、暴力追放会津若松市民会議に負担金を交付し、市民会議の事業を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	50	50
			所要一般財源	50	50
概算人件費			1,461	1,461	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	<ul style="list-style-type: none"> 暴力追放都市宣言（平成14年11月22日）、市暴力団排除条例施行（平成24年7月1日） 暴力団事務所は、平成18年10月に東山温泉街、平成21年1月に一箕地区、平成22年5月に門田地区が撤去され、令和5年1月時点で市内には存在していない。 平成4年度より毎年、暴力追放市民大会を開催。（県民大会は4年毎に本市で開催） 会津若松警察署管内での暴力団員犯罪検挙数（令和4年：8件（前年比：-6件）） 				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> 現在、市内に暴力団事務所は存在しないが、暴力団員の犯罪は検挙されている。 暴力排除意識の普及と高揚を図るため、関係機関・団体等と連携し、市民大会の開催や市政だより・ホームページ等を活用した広報及び啓発活動等を展開していく。 児童・生徒があらゆる暴力行為の被害に遭わないよう、教育機関と連携し、暴排教育の取組を推進する。 				

施策2 市民相談・消費者保護の充実

1	事業名	消費者保護	法定／自主	自主	
	担当部・課	市民部・環境生活課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	消費生活センターを設置し、消費生活相談員が消費生活に関するトラブルの相談に応じる。自立した消費者としての基礎知識習得を目指し、消費生活講座等を実施する。広報や啓発により消費者トラブルの未然防止に努める。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	7,050	7,078
			所要一般財源	5,090	5,254
概算人件費			7,545	7,545	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に消費生活センターを設置し、消費生活相談員の専門的知識の習得に努め、相談体制の整備及び強化を図ってきた。 消費生活講座や出前講座の実施、市の広報手段やパンフレット等を活用した消費者トラブル防止の啓発を行い、消費の知識の習得・啓発事業の推進に努めた。 多重債務者対策庁内連絡会議やなりすまし詐欺防止相談窓口研修会を開催し、健康福祉部等や警察との情報交換、相談体制の再確認等を行い、連携を強化している。 				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> 複雑多様化している相談に対応するため、相談員の専門知識習得や交渉力向上を図り、デジタル化に対応した相談受付や業務のDX化に向け検討を進めていく。 公式SNSを活用した相談情報の提供や社会や環境に配慮したエシカル消費の啓発も行い、高齢者等被害防止のため消費者安全確保地域協議会の早期設置に取り組んでいく。 成年年齢引下げにより、複雑・巧妙化しているインターネット契約を未然に防止するために学校と連携し、啓発を強化していく。 				
2	事業名	市民相談（無料法律相談等）	法定／自主	自主	
	担当部・課	市民部・環境生活課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	<ul style="list-style-type: none"> 専門相談：市民からの民事に関する相談等に対し、有資格者による無料の専門相談会を定期開催する。 一般相談：市民からの行政や民事に関する相談等に対し、職員が直接対応する。 	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	660	660
			所要一般財源	660	660
概算人件費			2,157	2,157	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	<ul style="list-style-type: none"> 次の専門相談会を各種団体の協力により定期的に開催し、市民の不安解消に努めている。 無料法律相談（月1回）・無料登記相談（月1回）・宅地建物相談（奇数月） 行政書士相談（偶数月）・社会保険労務士相談（奇数月） 特設人権相談（年5回程度、7会場）・行政相談（年7回、21会場）ほか 				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> 相談内容は、相続問題に関する相談等が年々増加傾向にあることから、市民相談実施の必要性は高い。また、専門相談については、市民が専門家に相談できる身近な窓口であり、相談機会の充実に向けて、弁護士会や社会福祉協議会等との情報共有及び連携に努めていく。また、市政だより等による情報発信を継続して専門相談を広く周知するとともに、市民からの随時の問合せに応じ、さまざまな相談窓口の情報を個別に情報提供していく。 				
3	事業名	女性福祉相談室相談業務	法定／自主	自主	
	担当部・課	健康福祉部・こども家庭課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	売春防止法第35条第2項の規定に基づき、市福祉事務所に女性相談員を設置し、要保護女子等の発見に努め、相談に応じ、必要な指導等を行っている。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	7,183	7,257
			所要一般財源	4,763	4,450
概算人件費			540	540	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度より、離婚の増加やDVなどの複雑な相談内容にきめ細かに対応するため、女性相談員を2名配置とし、相談体制の充実を図ってきた。 相談時間内に来室できない場合は、事前予約により勤務時間外の相談にも対応している。また、専門研修に参加し、相談員の資質向上を図りながら相談体制の充実を図っている。 				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<ul style="list-style-type: none"> DV被害や離婚相談についての「夫婦間の問題」や、家族内のトラブル、子どもの親権取得についての「家族の問題」における相談の割合が高い傾向にある。 相談内容も、DVや離婚、経済問題や住宅問題など、多岐にわたり複雑化しているため、早期かつ適切に対応する必要がある。 研修会受講等により、相談員の資質向上を図るとともに、適切な支援策に確実につないでいくために、関係機関とのさらなる情報共有を行う。 				

4	事業名	人権啓発事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	市民部・環境生活課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	人権啓発活動により、市民の人権尊重思想の普及・高揚を図る。 人権相談や人権啓発活動を担う若松人権擁護委員協議会に対して負担金を交付することでその活動を支援し、市民の不安解消や理解促進につなげる。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	402	402
			所要一般財源	311	311
概算人件費			225	225	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	人権啓発活動として市内の小学校3校を毎年選定して取り組む「人権の花」運動等を、県の委託を受けて平成21年度より実施し、市民の人権尊重思想の普及・高揚が図られるよう努めている。 人権相談などを担う若松人権擁護委員協議会に負担金を交付し、その取組を支援している。また、人権相談窓口について、市政だよりや市ホームページを活用して市民に周知を行い、不安解消や理解促進につなげている。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・人権問題は、不当な差別や偏見等による人権侵害など、複雑多様化しているため、「人権の花」運動の啓発や人権問題に関する市民参加型の事業を、関係団体・庁内関係部局等と連携して継続開催していく。 ・人権相談などを担う若松人権擁護委員協議会への負担金交付を継続する等、その取組を引き続き支援し、人権擁護委員と連携を強化することで市民の不安解消や人権問題の解決、理解促進につなげていく。				
5	事業名	犯罪被害者等支援事業（遺族見舞金支給等）	法定／自主	自主	
	担当部・課	市民部・環境生活課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	犯罪等により被害を受けた方及びそのご家族やご遺族が必要とする情報を提供し、関係機関と連携しながら、支援を行う。また、犯罪被害者等に対し、経済的負担の軽減を図るため、遺族見舞金・重傷病見舞金・転居費用助成金を支給する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	1,302	1,302
			所要一般財源	652	652
概算人件費			375	375	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・人権擁護の観点から犯罪被害者等が置かれた状況に理解を深め、県条例に基づき各種支援充実に向けて取り組んでいる。また、県が県犯罪被害者等見舞金等支給事業補助金交付要綱を設けて各市町村に対応を求め、令和5年4月より見舞金等制度を導入している。 ・令和5年5月に庁内の連携強化と情報共有のため、犯罪被害者等支援に係る関係課長会議を開催した。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・犯罪被害者等は直接的な被害だけでなく、経済的問題や誹謗中傷等の問題を抱えることが多いため、支援窓口を活用し、県・警察等の関係機関とも連携を図り、必要な支援を行うとともに、制度内容や見舞金支給について、広く周知を行う。 ・犯罪被害者支援については、その周囲の方々や市民の理解や配慮が重要であり、市政だよりや警察と共催の街頭啓発等を通じて、市民意識醸成に努めていく。				